

## 田原市農水産振興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農水産業の振興を図るため、農水産業を営む者又は農水産業を営むことを目的として組織する団体や市場等が行う農水産振興対策事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 補助金の対象事業は、別表第1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

3 前項の規定により、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、別表第2の補助金の種類の欄に定めるものについては、この限りでない。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、農水産振興対策事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金の交付を申請した者に補助金交付決定（取消・変更）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知のあった日から起算して5日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画の変更等)

第6条 補助事業者が、補助事業を中止し、若しくは廃止する場合又は別表第3の承認を要する変更の欄のいずれかに該当する場合は、農水産振興対策事業計画変更承認申請書（様式第5号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 第4条第1項の規定は前項の場合について準用する。この場合において、市長は、変更交付の決定をしたときは、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を、補助金の変更交付を申請した者に補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(期間内に完了しないとき等の報告及び指示)

第7条 補助事業者が、やむを得ない事情により補助事業を予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(特別な事由による決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした後において、特別な事由により必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金交付の決定後生じた特別な事由により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合に限るものとする。

3 第4条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

(着手及び完了の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業に着手し、又は完了したときは、速やかに農水産振興対策事業着手(完了)報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、別表第3の提出書類の欄に当該様式がない補助事業については、この限りでない。

(遂行状況報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の別表第4に定められた期日までに、農水産振興対策事業遂行状況報告書(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。ただし、別表第3の提出書類の欄に当該様式がない補助事業については、この限りでない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに農水産振興対策事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定して補助事業者に補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額の合計額と補助金の交付決定額を比較していずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、その全部又は一部を概算払若しくは前金払により交付することができる。

2 補助金請求については、補助金概算払(前金払)請求書(様式第9号)又は補助金請求書(様式第10号)を使用するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、補助事業の実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得価格又は効用の増加価格が、単価50万円未満の設備及び備品並びに畜水産生物を除く。)を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(大蔵省令に定めのない財産については、別に市長の定める期間)を経過した場合には、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

(検査等)

第16条 市長は、補助事業者に対して補助事業について必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類帳簿等を整理して、補助事業完了の年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(交付の決定の取消し又は補助金の返還)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法令、この要綱、補助金の交付の決定に付した条件又は市長の処分に違反したとき。

(2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

(4) 決算額が補助基本額に比べ減少したとき。

(5) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金交付に関して不正な行為があったとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定により取消しをした場合に準用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金を取り消した場合において、当該取消しになる部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(遅延利息)

第19条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(提出書類)

第20条 申請者及び補助事業者は、別表第3の提出書類の欄に定める書類を、別に市長の定める期日までに提出しなければならない。

(特例)

第21条 国費又は県費の補助金によって、市長が間接補助事業者とな

る場合等の補助金交付については、この要綱にかかわらず、国又は県が定めた補助金交付要綱によることができるものとする。

(補助金の終期)

第22条 補助金の終期については、別表第1のとおりとする。

(雑則)

第23条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

(赤羽根町の編入に伴う経過措置)

2 赤羽根町の編入日前に赤羽根町農業振興事業補助金交付要綱の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(渥美町の編入に伴う経過措置)

2 渥美町の編入日前に渥美町補助金交付要綱の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（終期欄を改める部分に限る）は平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 10 日から施行する。

改正後の別表第 3 は、平成 29 年度以後の年度分の補助事業について適用し、平成 28 年度分までの補助事業については、なお従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（終期の欄を改める部分に限る。）は平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（田原市有害鳥獣対策費補助金交付要綱の廃止）

2 田原市有害鳥獣対策費補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

様式第1号（第3条関係）

農水産振興対策事業補助金交付申請書

第 年 月 日  
年 月 日

田原市長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度補助事業として、下記の事業について、補助金の交付を受けたいので、別紙事業計画書のとおり申請します。

記

- |        |       |
|--------|-------|
| 1 事業名  | 事業    |
| 2 補助金名 | 事業補助金 |

「添付書類」

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

# 事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業実施期間

着手予定年月日

年 月 日

完了予定年月日

年 月 日

4 経費の負担区分

区分	金額	負担区分		備考
		市費補助金	その他	
	円	円	円	
計				

5 事業効果

# 収 支 予 算 書

## 1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印は減額)	備考
	円	円	円	
計				

## 2 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印は減額)	備考
	円	円	円	
計				



様式第2号（第4条関係）

補助金交付決定（取消・変更）通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

田原市長

⑩

年度 事業補助金については、下記  
のとおり交付（取消・変更）することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付  
第 号による申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額  
補助事業に要する経費 金 円  
補助金の交付決定（取消・変更）額 金 円

（注）補助に付する条件がある場合は、3として記入すること。

様式第3号（第9条関係）

農水産振興対策事業着手（完了）報告書

第 年 月 号  
日

田原市長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度  
とおりに報告します。

事業について、別紙の

記

1 事業名

事業

2 補助金名

事業補助金

(別 紙)

項 目	摘 要
事 業 主 体	
事 業 種 目	
着 手 年 月 日	年 月 日
着 工 年 月 日	年 月 日
竣工予定（完了）年月日	年 月 日
事 業 施 行 場 所	
施 行 方 法	
請 負 業 者 名	住所 氏名
機 械 器 具 購 入 先	住所 氏名

(注) 着手年月日は契約年月日とし、着工年月日は実際に工事に着手した年月日を記載する。

様式第4号（第10条関係）

農水産振興対策事業遂行状況報告書

第 年 月 号  
日

田原市長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度  
とおりに報告します。

事業について、別紙の

記

1 事業名

事業

2 補助金名

事業補助金

別 紙（その 1）（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業を除く事業）

1 事業費支払状況

事業主体名	市費補助金決定額	市費補助金受領額		支払済額	
		月日	金額	月日	金額
	円		円		円

2 事業実施状況

事業主体名	事業 種目	計画		出来高		進捗率	残高	
		事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費
			円		円	%		円

別 紙（その2）（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業に限る）

事業名	事業計画			事業遂行状況					備考
	事業費 (事業量)	内 訳		12月31日までに完了したもの			残 事 業		
		県補助金	その他	事業着手 年月日	事業費 (事業量)	出来高 比 率	事業費 (事業量)	事業完了 予定年月日	
	円	円	円	年月日	円	%	円	年月日	

様式第5号（第6条関係）

農水産振興対策事業計画変更承認申請書

第 年 月 日  
号

田原市長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度 事業について、下記のとおり計画  
を変更したいので、申請します。  
{また、補助金 円の追加交付（減額）を併せて申請します。}  
なお、その他については、補助金交付申請書記載のとおりです。

記

- |           |       |
|-----------|-------|
| 1 事業名     | 事業    |
| 2 補助金名    | 事業補助金 |
| 3 計画変更の理由 |       |
| 4 計画変更の内容 |       |

- (注) 1 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更後の欄を設け、その内容が対比できるように作成すること。  
2 施設及び建物の変更の場合は、変更設計書を添付すること。

様式第6号（第6条関係）

補助金変更交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長

印

年度 事業補助金については、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 変更等の理由
- 2 変更等の内容
- 3 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額  
補助事業に要する経費 金 円  
補助金の交付決定額（変更後の金額） 金 円
- 4 補助金の交付条件の変更



様式第7号（第11条関係）

農水産振興対策事業実績報告書

第 年 月 号  
日

田原市長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度  
のとおり実施したので報告します。

事業については、別紙事業実績書

記

1 事業名

事業

2 補助金名

事業補助金

「添付書類」

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

# 事業実績書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業実施期間

着手年月日

年 月 日

完了年月日

年 月 日

4 経費の負担区分

区分	金額	負担区分		備考
		市費補助金	その他	
	円	円	円	
計				

5 事業効果

# 収 支 精 算 書

## 1 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△印は減額)	備考
	円	円	円	
計				

## 2 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△印は減額)	備考
	円	円	円	
計				

様式第8号（第12条関係）

補助金確定通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

田原市長

印

年度 事業補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- |   |              |   |   |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額        | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額        | 金 | 円 |

様式第9号（第13条関係）

補助金概算払（前金払）請求書

年 月 日

田原市長 殿

住 所

団 体 名

代 表 者 氏 名

年度  
下記のとおり請求します。

事業補助金の概算払（前金払）を、

記

- 1 交 付 決 定 額 金 円
- 2 概 算 払 請 求 額 金 円
- 3 補 助 金 振 込 先

金融機関名	
本支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

（注）第10条の規定により、遂行状況報告書の義務付けがされている事業については、概算払請求時点における遂行状況報告書を添付すること。

様式第10号（第13条関係）

補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度 事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

（注）概算払済額がある場合

(1) 補助金確定額 金 円  
(2) 概算金受領済額 金 円  
(3) 差引請求額 金 円

2 補助金振込先

金融機関名	
本支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

別表第1(第2条、第22条関係)

事業名	補助金の種類	補助対象経費	終期	補助率
園芸振興事業	農業アイデア支援補助金	単独 農業者等の組織する団体(3戸以上)が、提案する農業生産等に寄与する改善施策の取組に要する経費	令和5年度末	1/2以内 ただし、限度額60万円
	農業者担い手育成支援補助金	単独 農業者等の組織する団体(3戸以上)が、提案する視察研修事業支援や後継者育成事業の取組に要する経費	令和5年度末	1/2以内 限度額30万円 ただし、視察研修事業は、限度額10万円
	産地生産基盤パワーアップ事業補助金	国庫 農業者の組織する団体が、国の産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱、要領に定められた近代化施設等を導入し、地域農業振興等を図るために要する経費	国の終期による	1/2以内
	あいち型産地パワーアップ事業補助金	県費 農業者の組織する団体が、栽培施設等の整備及び改修又は高性能な農業機械の導入により、農業の生産力の強化を図るために要する経費	県の終期による	県と市合わせて1/2以内(県1/3、市1/6) ただし、市の限度額は1実施計画当たり50万円
	強い農業づくり総合支援交付金	国庫 国の強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱に定められた取組に要する経費	国の終期による	1/2以内
	経営継承・発展等支援事業補助金	国庫 国の経営継承・発展等支援事業実施要綱に定められた取組に要する経費	国の終期による	国と市合わせて10/10(国1/2、市1/2) ただし、限度額100万円
	園芸産地における事業継続強化対策補助金	国庫 国の園芸産地における事業継続強化対策実施要綱、要領に定められた取組に要する経費	令和7年度末	1/2以内
	経営体育成支援事業費補助金	国庫 農地利用効率化等支援交付金実施要綱に定められた取組に要する経費	国の終期による	3/10以内 ただし、限度額300万円
	施設園芸省エネルギー化施設設備整備事業補助金	県費 省エネルギー化が可能な施設・整備等の導入に要する経費	県の終期による	県と市合わせて1/2以内(県1/3、市1/6) ただし、市の限度額は1実施計画当たり50万円
	スマート農業推進補助金	単独 スマート農業技術の導入に要する経費	令和5年度末	1/3以内 ただし限度額50万円
	6次産業化の推進事業補助金	国庫 国の農山漁村振興交付金交付等要綱、農山漁村振興交付金(イノベーション対策)実施要領に定められた取組に要する経費	国の終期による	1/2以内
	地域農業再生協議会補助金	国庫 田原市地域農業再生協議会が行う、水田等の経営所得安定対策の推進に要する経費	国の終期による	県費補助金交付決定額と同額
	有害鳥獣対策費補助金	単独 農作物被害防止で利用する電気柵等の導入に要する経費	令和5年度末	1/2以内 ただし、年間補助上限額5万円
	使用済農業資材適正処理事業補助金	単独 農業者の組織する団体が、農業用使用済プラスチック等の適正処理に要する経費	令和5年度末	4/10以内
	環境保全型農業モデル事業補助金	単独 土づくりと雑草抑制を目的とした緑肥の導入に係る経費	令和5年度末	1/2以内
	良質堆肥流通促進事業補助金	単独 農業協同組合が行う良質堆肥循環促進のため堆肥単価の一部助成に要する経費	令和5年度末	1/3以内
	地域農産物安全実証事業補助金	単独 市場関係者が、市内の農家が生産する農産物の残留農薬分析実証に要する経費	令和5年度末	1/2以内
	難防除害虫対策事業補助金	単独 農業者の組織する団体が、健康野菜の生産をするために要する経費	令和5年度末	1/4以内
	環境保全型農業直接支払交付金	国庫 国の環境保全型農業直接支払交付金実施要綱、要領に定められた環境保全型農業の取組に要する経費	国の終期による	国の単価による (有機栽培12,000円/10a、カバークロープ6,000円/10a等)
	脱炭素農業推進補助金(LED)	単独 施設園芸で利用する光源(LED)の取り換えに要する経費	令和5年度末	1/5以内 ただし、年間補助上限額5万円
脱炭素農業推進補助金(省エネルギー化施設等)	単独 施設園芸農家が、燃油削減効果の高い施設・設備等の導入に要する経費	令和5年度末	1/3以内 ただし限度額10万円	
畜産振興事業	牛子防注射事業補助金	単独 家畜防疫対策協議会が牛防疫用子防注射接種に要する経費	令和5年度末	135円/頭(各種異常産混合予防ワクチンは65円/頭)
	家畜防疫資材等購入事業補助金	単独 家畜防疫対策協議会が防疫用資材購入に要する経費	令和5年度末	1/2以内
	牛ウイルス性下痢・粘膜病検査事業補助金	単独 牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD)検査に要する経費	令和5年度末	1/3以内
	豚子防注射事業補助金	単独 家畜防疫対策協議会が豚防疫用子防注射接種に要する経費	令和5年度末	15円/頭(豚熱)
	後継牛確保対策補助金	単独 農業者の組織する団体が、雌雄判別精液の導入に要する経費	令和5年度末	1,000円/本以内
	酪農ヘルパー利用組合補助金	単独 酪農ヘルパー利用組合が、ヘルパー派遣事業に要する経費	令和5年度末	1/10以内
	養牛生産基盤維持対策事業補助金	単独 死亡牛に係る経費(24ヶ月齢以上96ヶ月齢未満)	令和5年度末	5,000円/頭
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金	国庫 国の畜産クラスター事業に基づき、高収益型畜産の実現に要する経費	令和5年度末	1/2以内
	自給飼料等利用促進事業費補助金	県費 農業者の組織する団体が、自給飼料の機械施設の設置に要する経費	令和5年度末	県と市合わせて1/2以内
	家畜糞尿処理対策事業補助金	単独 家畜糞尿消臭対策に要する経費	令和5年度末	1/3以内
	家畜排せつ物処理施設補修補助金	単独 畜産業を営む者が、糞尿処理施設を改修するのに要する経費(畜舎外)	令和5年度末	15/100以内
	県家畜糞尿処理対策事業費補助金	県費 農業者の組織する団体が、家畜糞尿処理機械施設の設置に要する経費	令和5年度末	県と市合わせて1/2以内
水産振興事業	あさり稚貝放流事業補助金	単独 漁業者の組織する団体が、あさり稚貝放流事業を実施する場合に、同団体が負担する経費	令和5年度末	1/2以内
	あさり稚貝採取事業費補助金	単独 漁業者の組織する団体が、あさり稚貝採取事業を実施するのに要する経費	令和5年度末	25円/kg
	魚類放流事業補助金	単独 漁業者の組織する団体が、魚類稚魚放流事業を実施するのに要する経費	令和5年度末	1/2以内
	水産業アイデア支援補助金	単独 漁業者、水産加工業者等の組織する団体(3戸以上)が、提案する水産業生産等に寄与する改善施策の取組に要する経費	令和5年度末	1/2以内 ただし、限度額60万円
	漁業生産力強化総合対策事業費補助金	県費 漁業者の組織する団体が、漁業生産力強化総合対策事業を実施するのに要する経費	県の終期による	1/2以内
各種団体活動事業	愛知県農業経営士協会東三河支部田原分会活動事業補助金	単独 地域農業のリーダーとして、地域農業の発展に寄与する農業経営士の組織へ助成する経費	令和5年度末	1/2以内
	田原市認定農業者連絡会活動事業補助金	単独 地域農業のリーダーとして、地域農業の発展に寄与する認定農業者の組織へ助成する経費	令和5年度末	1/2以内
	田原市4Hクラブ連絡協議会活動事業補助金	単独 互いに理解、協力をし合い、明るい豊かな農業経営を目指している4Hクラブの組織活動へ助成し、育成する経費	令和5年度末	1/2以内
	田原市青年農業士会活動事業補助金	単独 互いに手を取り合い豊かな農村社会、自立心を築こうとする青年農業士の組織を助成し、育成する経費	令和5年度末	1/2以内

別表第2（第2条関係）

事業名	補助金の種類
園芸振興事業	地域農業再生協議会補助金
	環境保全型農業直接支払交付金
畜産振興事業	牛予防注射事業補助金
	家畜防疫資材等購入事業補助金
	豚予防注射事業補助金
	家畜糞尿処理対策事業補助金



別表第3(第6条、第9条、第10条、第20条関係)

事業名	補助金の種類	提出書類	様式	提出部数	承認を要する変更
園芸振興事業	農業アイデア支援補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	農業者担い手育成支援補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	産地生産基盤パワーアップ事業補助金	交付申請書 着手報告書 完了報告書 実績報告書	様式1 様式3 様式3 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	あいち型産地パワーアップ事業補助金	交付申請書 着手報告書 完了報告書 実績報告書	様式1 様式3 様式3 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	強い農業づくり総合支援交付金	交付申請書 着手報告書 完了報告書 実績報告書	様式1 様式3 様式3 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	経営継承・発展等支援事業補助金	交付申請書 着手報告書 完了報告書 実績報告書	様式1 様式3 様式3 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の30%を超える増減
	園芸産地における事業継続強化対策補助金	交付申請書 着手報告書 完了報告書 実績報告書	様式1 様式3 様式3 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	経営体育成支援事業費補助金	交付申請書 着手報告書 完了報告書 実績報告書	様式1 様式3 様式3 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	施設園芸省エネルギー化施設設備整備事業補助金	交付申請書 着手報告書 完了報告書 実績報告書	様式1 様式3 様式3 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	スマート農業推進補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	6次産業化の推進事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	地域農業再生協議会補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の増減
	有害鳥獣対策費補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	使用済農業資材適正処理事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	環境保全型農業モデル事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	良質堆肥流通促進事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	地域農産物安全実証事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	難防除害虫対策事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	環境保全型農業直接支払交付金	交付申請書 実施計画書 実績報告書	国の要 綱、要領 に定めら れた様式	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	脱炭素農業推進補助金(LED)	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
脱炭素農業推進補助金(省エネルギー化施設等)	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減	
畜産振興事業	牛予防注射事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	家畜防疫資材等購入手業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	牛ウイルス性下痢・粘膜病検査事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	豚予防注射事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	後継牛確保対策補助金	交付申請書 遂行状況報告書 実績報告書	様式1 様式4 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減

事業名	補助金の種類	提出書類	様式	提出部数	承認を要する変更
畜産振興事業	酪農ヘルパー利用組合補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	養牛生産基盤維持対策事業補助金	交付申請書 遂行状況報告書 実績報告書	様式1 様式4 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金	交付申請書 着手報告書 遂行状況報告書 完了報告書 実績報告書	様式1 様式3 様式4 様式3 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減 ③補助金の増又は30%を超える減
	自給飼料等利用促進事業費補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	家畜糞尿処理対策事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	家畜排せつ物処理施設補修補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	県家畜糞尿処理対策事業費補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
水産振興事業	あさり稚貝放流事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	あさり稚貝採取事業費補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	魚類放流事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	水産業アイデア支援補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	漁業生産力強化総合対策事業費補助金	交付申請書 着手報告書 完了報告書 実績報告書	様式1 様式3 様式3 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
各種団体活動事業	愛知県農業経営士協会東三河支部 田原分会活動事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	田原市認定農業者連絡会活動事業 補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	田原市4Hクラブ連絡協議会活動事 業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減
	田原市青年農業士会活動事業補助金	交付申請書 実績報告書	様式1 様式7	1部	①事業主体の変更 ②補助対象経費の20%を超える増減

別表第4（第10条関係）

遂行状況報告書の提出期日等

補助金の種類	状況を調査する期日	報告期日	備考
後継牛確保対策補助金	9月30日	10月31日	
養牛生産基盤維持対策事業補助金	6月30日 9月30日 12月31日	7月31日 10月31日 1月31日	
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金	12月31日	1月10日	